

【患者のみなさまへ】

*【長期収載品の保険給付】

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。特別の料金とは先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1~3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- 薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

*詳しい内容に関しましては、下記厚生労働省のホームページをご参照ください。

参考：「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

【医療DX推進体制整備加算】【医療情報取得加算】

当局では、オンライン資格確認により取得した薬剤情報を閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋サービスの導入やマイナンバーカードの利用を促進し、医療DXを通じて質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得・活用して調剤を行っています。

【連携強化加算】【災害や新興感染症の発生時等の当薬局の対応について】

みんなの薬局では、事業継続計画(BCP)を策定し、BCP訓練を定期的にも実施しています。医薬品の供給施設として薬局機能を維持しており、行政機関や地域医療機関、関係団体の研修会にも積極的に参加しています。

【容器代等保険外費用に関する表示】

- ・必要に応じて薬剤の容器代をいただくことがございます。
- ・在宅医療に係る交通費をいただくことがございます。
- ・患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

* 容器等保険外費用に関する費用に関する詳細

【明細書発行に関する掲示】

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。

明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください。